

険税の税率が決定しました

国民健康保険では、サービスの均一化、加入者負担の公平性など制度充実を図るため、今年度国民健康保険税を見直し、中川根地区・本川根地区の税率などを統一します。

地域で支え合う国民健康保険

国民健康保険は、地域の医療保険として町が運営し、皆さんから納めていただく国民健康保険税と国・県の補助金や負担金で賄われています。病気やけがをしたとき、安心して医療にかかれるように、みんなで支え合っていく考えを基本にしています。

現在は、医療技術の高度化や高齢化により医療給付費等は年々増加し、国民健康保険財政は大変苦しい状況です。

税率を統一します

今年度から、中川根地区・本川根地区の税率などを統一し、改正します。

保険税の決め方は、その年に予想される医療給付費から、加入者の皆さんが支払う一部負担金と国や県の補助金などを差し引いた分が税率の総額になります。この額をもとに、医療保険分と介護保険分に分けて計算します。

1世帯あたりの税額は、医療保険分・介護保険分ともに、

①世帯の加入者の所得に応じて計算する所得割

②世帯の資産に応じて計算する資産割

③世帯の加入者に応じて計算する均等割

④すべての世帯に平等に負担していただく平等割

の4項目によって決定します。税率などは下の表のとおりです。

		改正後	改正前	
			旧中川根町	旧本川根町
医療保険分	所得割	5.15 %	4.55 %	4.86 %
	資産割	31.50 %	36.04 %	29.50 %
	均等割	18,600 円	19,600 円	18,600 円
	平等割	22,680 円	26,300 円	22,200 円
	賦課限度額	530,000 円	530,000 円	530,000 円
介護保険分	所得割	1.22 %	1.12 %	1.10 %
	資産割	10.31 %	9.94 %	10.50 %
	均等割	8,220 円	8,520 円	8,100 円
	平等割	6,720 円	6,480 円	6,900 円
	賦課限度額	80,000 円	80,000 円	80,000 円

平成18年度の国民健康保

○介護保険分は、介護サービスを受けるためのもので40歳以上65歳未満の加入者が対象です。

○年度途中で加入・脱退した場合は、加入期間分に対し賦課します。

○納税義務者は世帯主です。

なぜ税率等を改正するの？

国民健康保険加入者の医療保険給付費等は年々増加しています。この一方、この保険給付費等を賄う保険税収入は減少していく傾向にあるため、今後も増収が見込めません。

こうした現状の中、町民の健康で明るい生活を守り、国民健康保険事業の安定化を図るため税率改正を行うものです。ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険給付等支払準備基金の状況

この支払基金の目的は、天災等の特別な事情で、医療費等の支払に不

足が生じた場合の資金に充てるため設置し、国民健康保険運営の安定化を図るものです。

この積立の目安は、月平均の医療給付額相当分の3か月分とされており、現在月平均5千万円程度が支払われていることから、1億5千万円以上の積立が必要です。なお、基金の額は、平成18年3月末現在1億6243万円です。

軽減制度

前年中の世帯の合計所得額が一定額以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減する措置がとられます。

(所得により7割・5割・2割軽減します。ただし、2割軽減については、申請が必要となります。対象者につきましては、既に申請書を送らせていただきました。)

減免制度

次のようなやむを得ない事情で、

保険税の納付が困難な場合は、申請により税額の減免・免除が受けられる場合があります。

○生活の為、公私の扶助を受ける者
○災害その他の理由により生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められた者

○その他特別な事情のある者

65歳以上の公的年金控除の改正

年金課税の見直し(平成16年度地方税法改正)により、65歳以上の人の公的年金控除額が変更になりました。

最低控除額が140万円から120万円になり、平成18年度からの保険税の算定に適用します。

平成18年10月1日から

国保の保険証が1人1枚のみになります。



お問い合わせ

○ 本庁町民課国保年金係 (56) 2222 ○ 税務課住民税係 (56) 2223

○ 総合支所保健福祉課福祉係 (58) 7071